

宮内庁書陵部所蔵考古品の調査・公開活用に関する協定書

宮内庁書陵部（以下、「甲」という。）、東京国立博物館（以下、「乙」という。）及び九州国立博物館（以下、「丙」という。）は、甲が所蔵する考古品（以下、「甲所蔵品」という。）に関する調査及び公開活用について相互に協力することとし、必要な事項について以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 乙と丙は、甲所蔵品を各個が所有する分析機器を用いて材質構造及び製作技法に関する調査を行う。

2 乙と丙は、甲所蔵品を乙と丙が開催する「はにわ展」において展示公開し、併せて今後の公開活用に活かすための情報を収集する。

第2条 本協定の対象とする甲所蔵品は、別添リストのとおりとする。

（調査の方法）

第3条 乙と丙は、甲所蔵品について以下の調査を実施する。調査は全て非破壊、非接触で実施する。

（1）構造調査

乙が所有するX線CTスキャナを用いて、製作技法や内部構造などについて調査する。

（2）材質調査

丙が所有する蛍光X線分析装置を用いて、材質の同定を行う。

第4条 乙と丙は、各個に甲へ調査計画書を提出し、各個に甲と協議のうえ、調査日程等を決定するものとする。

第5条 乙と丙は、調査の実施や調査成果の検討に際し、必要に応じて甲の職員を招聘することができる。

（調査の期間）

第6条 調査の期間は、令和6年9月17日（火）から令和7年6月13日（金）までとする。

2 甲所蔵品の引き渡し及び返納の日時は、前項の調査期間内で甲乙丙の三者が協議して決定する。引き渡し及び返納の場所は、甲が指定する場所とする。

（調査の実施場所）

第7条 調査の実施場所は、乙と丙の構内とする。

（本協定書の成果）

第8条 本協定書の成果については、甲乙丙の三者で共有することとし、画像等の著作権については、調査方法の別により、甲と乙及び甲と丙が保持するものとする。

第9条 本協定書の成果は、甲が刊行する『書陵部紀要』誌上で公表する。

2 『書陵部紀要』への掲載方法、掲載時期については、甲乙丙の三者が協議の上、決定するものとする。

第10条 『書陵部紀要』掲載後に新たな事実が判明した場合は、甲乙丙が各個に刊行する刊行物で公表することを妨げない。

2 前項の公表を行う場合、その方法、時期について、事前に甲乙丙の三者が協議するものとする。

第11条 甲乙丙による成果の公表後に第三者からの成果使用申請があった場合、許可は既存刊行物からの転載又は画像印刷物の頒布のみに限定し、データそのものの提供は行わない。

なお、成果公表後に情報公開法による開示請求があった場合は、この限りではない。

2 前項の申請は、既存刊行物の発行元にて受け付けるものとする。

3 第1項の成果使用申請の許可には、当該画像の著作権を保有する当該甲乙丙の名称の記載を条件とする。

4 第1項の成果使用申請を許可した場合は、当該画像の著作権を保有する当該甲乙丙に通知するものとする。

(展示公開)

第12条 乙と丙は、甲所蔵品を調査期間中に乙と丙が開催する「はにわ展」において以下により展示公開する。

(1) 乙の展示公開期間：令和6年10月16日～令和6年12月8日

(2) 丙の展示公開期間：令和7年1月21日～令和7年5月11日

第13条 甲所蔵品の「はにわ展」への展示公開に関する手続きは、別途行う。

(展示図録)

第14条 甲は「はにわ展」の図録執筆に協力するものとし、乙及び丙は完成した図録を1部甲へ提供する。

(甲所蔵品の取り扱い)

第15条 乙と丙は、甲所蔵品を甲の指定場所から搬出し、甲の指定場所に返却するまでの間、輸送、防犯・防災対策、温湿度管理等を適切に行う。

2 甲所蔵品の輸送及び付随する作業は、乙と丙が選任した美術品取扱い専門業者が行うものとし、乙と丙は、必要な保険を付保する。

第16条 調査の実施に必要な甲所蔵品の取扱いは、乙と丙の責任のもと行うものとする。

(経費の負担)

第17条 本協定により必要となる経費は、乙と丙が各個に負担する。

(協定の効力)

第18条 本協定の効力は、甲乙丙の三者が記名捺印を完了した時点から発効し、第6条及び第17条の履行が完了したことをもって失効する。ただし、調査成果の取り扱いについては、本協定失効後も第8条から第11条に準じて運用するものとする。

(協議事項)

第19条 本協定に定めが無い事項については、その都度、甲乙丙の三者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の三者が記名捺印の上、各1通を保有する。

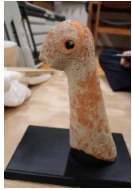
令和6年8月19日

甲 東京都千代田区千代田1番1号
宮内庁書陵部長 藤田 穰 印

乙 東京都台東区上野公園13番9号
東京国立博物館長 藤原 誠 印

丙 福岡県太宰府市石坂4丁目7番2号
九州国立博物館長 富田 淳 印

別添リスト

No.	作品名称	員数	出土地	時代・世紀	会期	法量	写真	備考
1	壺形埴輪	1個	倭迹迹日百襲姫命 大市墓（箸墓古墳）出土	古墳時代・3世紀	2024年10月16日（水） ～12月8日（日） （東京会場） 2025年1月21日（火） ～5月11日（日） （九州会場）	高45.0cm		展示具借用 注記「昭43大市 0406-1.2」
2	埴輪 女子頭部	1個	仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵（大仙陵古墳）出土	古墳時代・5世紀		高19.5cm		展示具、箱借用 注記「特1」
3	水鳥形埴輪	1個	仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵（大仙陵古墳）出土	古墳時代・5世紀		高32.5cm		展示具借用、箱書 「埴輪 水鳥頭部 （書五一）（仁徳 天皇陵出土）」、 注記「書51 L7- 01」
4	犬形埴輪	1個	仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵（大仙陵古墳）出土	古墳時代・5世紀		高28.5cm		展示具、箱借用、 箱書「埴輪 犬頭 部（書五〇）（仁 徳天皇陵出 土）」、注記「埴 犬首 1 L7-0-2」
5	馬形埴輪	1個	仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵（大仙陵古墳）出土	古墳時代・5世紀		高23.7cm		展示具、箱借用、 箱書「埴輪 馬頭 部（書五〇）（仁 徳天皇陵出 土）」、注記「書 50 L10-0-3」
6	円筒埴輪	1個	仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵（大仙陵古墳）出土	古墳時代・5世紀		高約80cm		注記「R1ニント 0301-22ほか」
7	靱形埴輪	1個	応神天皇 恵我藻伏岡陵陪冢ほ号（墓山古墳）出土	古墳時代・5世紀		高97.1cm		箱借用、箱書「応 神天皇陵ほ号陪冢 （史跡墓山古墳） 出土靱形埴輪（仮 昭オウジほ 0102）」